

## 平成 30 年度研修実施計画

1. 研修時期

平成 30 年 6 月～11 月

※ 平成 30 年中の研修への参加状況等を踏まえ、平成 31 年 1～3 月の間に研修日程を追加する必要がある場合には、別途、委員会に諮る（「4. 研修日程の追加」参照）。

2. 研修開催地

北海道	札幌市	
東北	盛岡市、仙台市	
関東	さいたま市、東京都（昼間 1 回、夜間 1 回）、横浜市、 <u>千葉市</u>	
中部	金沢市、 <u>静岡市</u> 、名古屋市	
近畿	京都市、大阪市、神戸市	
中国	<u>岡山市</u>	
四国	<u>松山市</u>	
九州	福岡市、 <u>熊本市</u>	

※ 下線部は平成 29 年度からの変更点

計 17 箇所  
(延べ 18 回)

3. 研修要領

- (1) 政治資金監査に関する研修（登録時研修）
  - 午前開催、所要 3 時間程度
  - ただし、東京都会場（夜間）のみ午後開催
- (2) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修
  - ① 再受講研修
    - 午前開催、所要 3 時間程度
    - ただし、東京都会場（夜間）のみ午後開催
    - ※再受講研修は登録時研修と同時に開催
  - ② 実務向上研修
    - 午後開催、所要 2 時間 30 分程度
    - ただし、東京都会場（夜間）のみ夜間開催

#### 4. 研修日程の追加

(1) 研修日程の追加については、以下のとおり取り扱うこととする。

①集合研修

研修への参加状況等を踏まえ、必要に応じて、登録政治資金監査人の数が多く、かつ、交通の利便性の高い都市において研修日程を追加する。

②要望研修

ア 政治資金監査に関する研修（登録時研修）について、5人以上の登録政治資金監査人から、希望する研修日・研修地を示して実施の要望があった場合で、その実施に支障がないと認められるときには、研修日程を追加する。

イ 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について、登録政治資金監査人から実施の要望があった場合には、受講予定者数、実施時期、会場等を勘案し、研修日程の追加について検討する。

(2) 研修日程を追加する場合には、原則として、事前に委員会に諮るものとする。

ただし、委員会に諮る期間的な余裕がないときは、研修を実施後、直近の委員会で報告するものとする。